

「有機農産物販路拡大」業務委託仕様書

1 本業務の趣旨

有機農業の推進を図るためには生産のみならず流通、販売・消費の面から支援を行うことが必要である。そこで、流通、販売の面から生産者の販路拡大を支援するとともに、消費の面から消費者に有機農業・農産物をPRし、普及・啓発を図るために実施する。

2 業務の名称

「有機農産物販路拡大」業務

3 事業費

7, 814千円（消費税及び地方消費税相当額込み）を上限とする。

4 委託期間

契約締結日～令和6年3月22日（金）

5 業務の内容

(1) 有機農産物生産者と企業等とのマッチング事業

- ・県内の有機農産物生産者の販路拡大のため、企業等（小売店、飲食店、ホテル、旅館、総菜店）とのマッチングを行う。なお、生産者や企業等の連絡先等の情報は県が提供する。
- ・有機農産物生産者と企業等のニーズ調査を実施する。
- ・マッチング方法については、対面、オンライン、電話を問わない。ただし、対面で行うマッチングイベントを最低1回は実施すること。

■目標：マッチング成約数 25件以上（最低10件以上）

(2) 学校給食への有機農産物利用拡大モデル事業

- ・学校給食への有機農産物利用拡大のモデル校として、県内の特別支援学校の学校給食に県内の有機農産物を使用し、食材の購入差額を補助。（差額補助額の上限は120万円とする。）
- ・12月を「有機農業推進月間」とし、有機米は各実施校で1か月間提供。その他品目は、地域の実情に合わせた品目を選定し、各実施校において、12月中に4回程度実施する。
- ・実施結果を振り返り、取組拡大のための課題を洗い出し、次年度における展開方針を作成。

■目標：県内9校の学校で4回以上実施

(3) 県内の量販店等において有機農産物コーナーを設置（常設）

- ・多くの人々が有機農産物を触れる機会を増やすため、県内の量販店等において、有機農産物が購入できるスペースを常設する。
- ・有機農産物コーナーでは、消費者の目を引く装飾（展示パネル、のぼり等）

を施すこと。

※スペースに陳列する品目がない場合はこの限りではない。

- ・有機農産物生産者から希望調査を行い、有機農産物コーナーに置けるよう調整。

■目標：新たに5店舗以上設置（設置する地域は県内で分散）

(4) 有機農産物を中心としたマルシェの開催

- ・群馬県内の有機農産物をPRするためのマルシェを県内で開催。
- ・出店に係る費用が発生する場合は、受託者の負担とする。
- ・マルシェに出店する品目が集まらない場合は、別途、県と協議する。

■目標：委託期間中、1回以上開催

(5) 有機農業・農産物のPR動画作成

- ・有機農業・農産物の魅力を消費者に伝え、訴求効果のあるPR動画を作成。
- ・PR動画については、ロング（約3分）・ショート（約30秒）の2種類を作成。
- ・テーマ候補としては、①有機野菜・米生産者のインタビュー、②有機農産物を日頃から消費する方のインタビュー、③有機農産物を使った料理動画等とする。
- ・公開にあたっては、県公式SNS（YouTube、instagram）と連携する。
- ・県内量販店のデジタルサイネージにおいて放映を行うよう依頼する。

■目標：動画視聴回数5,000回（累計）、放映店舗数5店舗

(6) GUNMA QUALITY（ぐんま県産農畜産物統一ロゴマーク）

- ・群馬県産有機農産物の認知度向上を図るため、県内有機JAS認証農家にGUNMA QUALITY マークの使用を依頼する。

■目標：20戸

(7) 業務に関するデータベースの更新

- ・有機農業を推進する施策検討に活用するため、群馬県内にいる有機農産物生産者（JAS認証及びそれに準じる取組生産者）及び県内の量販店等におけるJAS認証有機農産物の取扱い情報について、県が作成するデータベースを随時更新する。

(8) その他

- ・当業務を実施するにあたり、より効果的な方法がある場合は、その旨提案すること。

6 業務完了報告書の提出

業務完了後、速やかに以下の事項を記載した業務完了報告書を提出する。

- (1) 業務完了年月日
- (2) 各業務内容についての実施内容及び目標の達成状況 (※)
※目標未達成の場合、当該理由について分析の上、報告する。
- (3) 委託業務に関するまとめ、課題、分析、考察
- (4) 実施費用内訳
- (5) その他本業務に関連するもので、群馬県が指示する内容

7 留意事項

(1) 著作権等の権利及び成果の帰属

本業務で制作した成果物の著作権及び使用権は、受託者に留保されるもの(受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術等に関する権利等)を除き、群馬県に帰属するものとする。

また、受託者は、本業務で県に帰属することとなる著作権に関する著作者人格権を行使せず、また、受託者の従業員が、これらの権利を有する場合には、この者が著作者人格権を行使しないために必要な措置をとるようすること。

(2) 秘密保持

本業務で知り得た業務上の秘密は、保持しなければならない。

本業務に関し、受託者が群馬県から受領した資料等は、県の承諾なしに公表及び使用してはならない。

(3) 個人情報の保護

本業務で扱う個人情報の保護、流出、紛失に十分注意すること。なお、本業務で個人情報を集める場合には必ず、個人情報の取扱いに関する文章を示すこと。また、本業務により県から提供、又は自らが収集・作成した個人情報が記録された資料等を、当該業務完了後、直ちに県に返還し、適切な方法により廃棄する。

(4) その他

- ア 群馬県と十分協議を行いながら事業を進めること。
- イ 委託期間中に進捗状況の報告を求めることがある。
- ウ 仕様書に記載のない事項については、その都度協議する。
- エ 事業の執行段階において協議の上、仕様書の内容を変更することがある。
- オ 本事業に要した経費等の帳簿等を備え、事業終了後5年間保管すること。